

小売業部会各支部で「正しい表示 店頭キャンペーン」を精力的に実施

「正しい表示 店頭キャンペーン」は、平成3年12月より小売業部会支部活動の中心的な事業として実施されてきた。当事業は、小売業部会各支部が、関係行政や製造業部会の協力を得ながら、各地区における会員小売事業者等の配布するチラシや当該店舗における店頭表示状況をチェックし、小売業表示規約の普及・啓発や違反の未然防止を図ることを目的に毎年実施され、規約の定着に大きな役割を果たしている。

平成22年度も同キャンペーンが本格的に実施される時期を迎え、各支部は今年も精力的に取り組んでいる。ここでは、最近実施された中から、鳥取県支部、愛知県支部の状況をご紹介します。

<鳥取県支部>

9月29日(水)、小売業部会鳥取県支部主催の「正しい表示 店頭キャンペーン」が鳥取地区の会員4店を対象に実施された。

同キャンペーンには、小売業部会鳥取県支部から3名、行政から「鳥取県生活環境部くらしの安心推進課」の担当官1名、消費者団体から「鳥取県東部消費生活モニター協議会」から2名、製造業部会中国支部から応援7名の、計13名で各店を巡回し、店頭における不当表示の是正と未然防止の観点から、啓発活動を実施した。

今回、調査対象商品は薄型テレビ、DVD及びブルーレイレコーダー、冷蔵庫の3商品で、事前調査のチラシ価格と、当日の店頭価格確認を行なった。

その結果、明らかな規約違反は見られなかったが、「正しい表示」「分かりやすい表示」という点では、A店で、一つの商品に色々な価格が付いていて、どれが本当の価格なのか売り場担当者に聞かないと分からない例等があった。

一方で、B店では、県庁担当官や消費者団体から、展示や価格表示について整然として分かりやすく買いやすいとの感想を頂いた。また、店頭の説明で「省エネナンバーワン」「節水ナンバーワン」の表示について、根拠が曖昧であり、安易に「ナンバーワン」表示を行わないでほしいとの指摘があった。併せて、こうした「正しい表示店頭キャンペーン」の実施については、

消費者サイドからみると非常に有意義である点を高く評価いただき、今後も継続して、定期的の実施してほしいとの要望を頂いた。

同支部では、このキャンペーンを継続的に実施していくことで、製造業部会及び行政・消費者団体との更なる連携強化を図り、小売業表示規約普及のための活動を推進していきたいとしている。



<愛知県支部>

10月19日(火)、小売業部会愛知県支部主催の「正しい表示 店頭キャンペーン」が、西三河地区の会員4店及び東三河地区の会員4店を対象に実施された。

同キャンペーンには、小売業部会からは伊藤支部長はじめ6名、製造業部会からは応援の6名の総勢12名の参加となっており、各部会委員3名ずつ(計6名)の2班編成により対象2地区の各店を巡回、店頭における不当表示の是正と未然防止の観点から、啓発活動を行った。

今回は、調査品目3商品(テレビ、冷蔵庫、洗濯機)に絞り、推進マニュアルに沿って、①チラシ表示売価と店頭表示売価の比較、②チラシ表示提供ポイントと店頭表示提供ポイントの比較、③チラシ台数限定品の店頭での扱いなどの検証を行った。

その結果、①及び②に関しては、2店舗において好ましくない店頭表示(チラシよりも高い売価表示、チラシに掲載された提供ポイントの店頭表示なし)が見受けられ、各々の店舗責任者に改善をお願いした。

一方の③に関しては、各店舗における台数限定品の数量管理はきちんと行われているようであった。



平成 22 年度「正しい表示 店頭キャンペーン」実施計画表

(平成 22 年 10 月末現在)

| ブロック | 都道府県 | 実施月日 |
|-----------|------|------------|
| 北海道 | | 10月5日 |
| 東北 | 青森 | 11月11日 |
| | 秋田 | 11月16日 |
| | 山形 | 10月8日 |
| | 岩手 | 9月27日 |
| | 宮城 | 9月16日 |
| | 福島 | 平成23年2月 |
| 関東 甲信越 | 東京 | 平成23年2月23日 |
| | 群馬 | 11月15日 |
| | 栃木 | 平成23年2月25日 |
| | 茨城 | 日程調整中 |
| | 埼玉 | 11月16日 |
| | 千葉 | 平成23年1月 |
| | 神奈川 | 11月26日 |
| | 山梨 | 日程調整中 |
| | 新潟 | 日程調整中 |
| | 長野 | 12月7・8日 |
| 北陸 | 福井 | 日程調整中 |
| | 石川 | 日程調整中 |
| | 富山 | 日程調整中 |
| 東海 | 愛知 | 10月19日 |
| | 岐阜 | 10月26日 |
| | 静岡 | 11月11日 |

| ブロック | 都道府県 | 実施月日 |
|------|------|---------|
| 東海 | 三重 | 11月4日 |
| 近畿 | 大阪 | 11月19日 |
| | 滋賀 | 11月18日 |
| | 京都 | 11月12日 |
| | 奈良 | 11月16日 |
| | 和歌山 | 11月11日 |
| | 兵庫 | 11月15日 |
| 中国 | 広島 | 平成23年1月 |
| | 鳥取 | 9月29日 |
| | 島根 | 11月18日 |
| | 岡山 | 11月24日 |
| | 山口 | 10月5日 |
| 四国 | 香川 | 11月18日 |
| | 徳島 | 11月17日 |
| | 高知 | 11月16日 |
| | 愛媛 | 11月11日 |
| 九州 | 福岡 | 10月6日 |
| | 佐賀 | 6月2日 |
| | 長崎 | 11月17日 |
| | 熊本 | 平成23年2月 |
| | 大分 | 11月10日 |
| | 宮崎 | 平成23年2月 |
| | 鹿児島 | 7月7日 |

小売業部会の動き

◎本部規約指導委員会を開催

平成 22 年 9 月 9 日（木）家電公取協において本部規約指導委員会が開催され、平成 22 年 6 月度チラシ調査結果報告（詳細右記）、措置結果報告（小売業表示規約 5 件）等について報告が行われた。

◎運営委員会を開催

平成 22 年 9 月 14 日（火）家電公取協において運営委員会が開催され、公益社団法人制度改革についての検討、9 月 9 日（木）に開催された本部規約指導委員会の報告が行われた。

公益社団法人化については、移行に関する基本方針やスケジュールの確認、移行する上での課題について審議が行われ、総会や理事会の権限をどうするかや理事の定数や任期、会計・財務の考え方等について方向性を確認、了承された。

◎平成 22 年 6 月度チラシ調査結果まとまる

調査期間 平成 22 年 6 月 4 日～6 月 18 日
 調査項目 ①規約第 3 条（型名、メーカー名、自店販売価格の表示）
 ②規約第 4 条（保証、修理、配送、割賦販売条件の表示）
 ③規約第 5 条（幅表示における最大割引率等の適用商品の表示）
 ④その他（価格付記、ポイント付記の掲載割合＝参考値）

結果概要 ①チラシ収集枚数 47 枚
 ②対象品総掲載数 4,317 機種
 ③違反件数 (1)3 条違反 0 件
 (2)4 条違反 0 件
 (3)5 条違反 0 件
 ④価格付記等の掲載割合
 8,669 機種中 2,201 機種

製造業部会の動き

◎全国支部活動連絡会議を開催

平成22年10月22日（金）家電公取協において製造業部会の全国支部活動連絡会議が開催された。

冒頭、山木専務理事より「今年度の最重要事項は公益法人化への対応だ。来年度の総会で申請すべく準備中である。家電公取協の骨格が大きく変わることはないが、本部と支部との関係についても課題がある。相互にやり取りを深め、少しでも解決していきたい」との挨拶があった。また、小売業部会会員が、北海道知事から景品表示法違反として指示を受けた件にも触れ、「非常に残念な話だ。今回、指摘を受けたものの一つに強調表示と打消し表示の問題がある。基本的には打消し表示をしなくて済むように表示を工夫する必要があるが、例外がある場合はきちんと打ち消しておくことが必要である。これは小売業表示規約はもちろん、製造業表示規約にも通じる話であり、家電業界全体の問題としてとらえた方がよい」と話があった。

会議は、初めに製造業支部活動についての事前アンケートに基づく意見交換及び公益社団法人への移行についての説明等を行い、その後各委員会による報告に移った。

景品委員会からは、①第34回景品規約遵守強化月間報告、②景品事例研修について説明があった。

続いて小売規約関連委員会からは、小売業部会の活動について説明があった。

また、その他の専門委員会活動として、製造業表示規約を運用する広告委員会及び表示委員会、さらにヘルパー委員会、取引公正化推進研究会からもそれぞれ活動報告があった。

全体を通じて、本部と支部との間で意見が活発に出され、理解の共有化を図ることができた。また、支部同士の情報の共有化についても要望があり、今後の課題として取り組むことになった。



◎「第34回景品規約遵守体制強化月間」の結果まとまる

当協議会では、景品規約遵守状況の実態把握と違反の未然防止及び景品規約の周知徹底を目的に、年2回「強化月間」を実施している。また、全国の製造業部会10支部においてこの趣旨に基づき、収集したチラシ・DM等の実態把握、被疑事案の迅速な処理等を行い、併せて、参考事例を蓄積しての「事例集」による研修会を開催している。

今回被疑事案件数は1件。その内、会員は0件、非会員は1件（前年同期3件。その内、会員は2件、非会員は1件）であり、前回（第33回、平成21年10～12月実施）に引き続き会員の違反被疑事案ゼロを継続中である。

| 企画内容 | 企画件数 | 被疑事案件数 | | |
|--------|-------|--------|-----|----|
| | | 会員 | 非会員 | 合計 |
| 購入ベタ付 | 3,121 | — | 1 | 1 |
| 購入抽選 | 1,158 | — | — | — |
| 来場記念品 | 934 | — | — | — |
| 来場抽選 | 511 | — | — | — |
| オープン懸賞 | 41 | — | — | — |
| 共同懸賞 | — | — | — | — |
| 合計 | 5,765 | — | 1 | 1 |

【結果概要】

○期間：平成22年5～7月

○チラシ・DM収集総枚数

：5,762（前年同期 6,248）

○うち景品付枚数

：2,577（ // 1,892）

○景品企画件数

：5,765（ // 4,654）

◎「第35回景品規約遵守体制強化月間」決定

【調査対象・調査期間】

①メーカー・販売会社企画のDM

：平成22年 秋・冬合展

②量販店等のチラシ

：平成22年10～12月の内、最低1ヶ月間

行政の動き

◎消費者庁人事異動情報（平成 22 年 10 月 1 日付）

| 発令内容 | 氏名 | 前官職 |
|-----------------|-------|------------------------------|
| 表示対策課首席景品・表示調査官 | 向井 康二 | 公正取引委員会事務総局官房総務課企画官 |
| 表示対策課課長補佐（規約担当） | 山岡 誠朗 | 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課審査専門官（主査） |

◎公正取引委員会人事異動情報（平成 22 年 10 月 1 日付）

| 発令内容 | 氏名 | 前官職 |
|----------------------------------|-------|---------------------|
| 経済取引局取引部取引企画課取引調査室長 | 内野 雅美 | 中部事務所総務管理官 |
| 審査局審査長（第五審査長）のものと 上席審査専門官（転任） | 銭場 忠夫 | 消費者庁表示対策課首席景品・表示調査官 |
| 近畿中国四国事務所総務管理官（昇任） | 奥野 弘昭 | 消費者庁表示対策課長補佐（規約担当） |

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方への定期的なアンケートを実施しています。その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ①チラシでパソコンやテレビの欄には指定するプロバイダに加入したときの割引価格が、通常価格より大きく表示されているものがあります。販売店にはメリットが大きいので安さをアピールしているのですが、最初はその価格で買えるような錯覚を起こしてしまいました。このような表示には疑問を感じます。
(国分寺市 主婦)
- ②「業界 NO.1 の低消費電力」との広告には「2010 年 1 月 28 日現在」と表示されていました。しかしこのチラシは 9 月号です。基準となる日付が古すぎるような気がするのですが、それ以降、それを下回る消費電力の商品は発売されていないということでしょうか。
(吹田市 主婦)
- ③取扱説明書には「高圧電流のため危険」とか「直射日光の当たる場所には置かないこと」といった注意書きが最初か最後のページにありますが、それだけでは注意を促すには不十分であると思います。本来取扱説明書は、操作方法や機能がわからないときに読むものであって、わざわざ注意書きを見ようとする人は少ないと思います。注意書きは、別紙にしてカラーにするなど、しっかりと記憶に残るように強調すべきです。
(横浜市 学生)
- ④商品を購入しても保証書には直接記入されず、レシートで代用されるケースもありますが、ある販売店から配達されてきた商品には、店名と販売日の書かれたシール形式のラベルが添付されており、保証書にこのラベルを貼り付けてくださいとのことでした。このような方法を他の販売店でも検討いただけないでしょうか。
(船橋市 男性)
- ⑤チラシに「当社指定機種テレビに限る」と書かれていても、肝心のテレビの欄に「指定機種」であるという表示が無いのはおかしいのではないのでしょうか。
(京都市 学生)

<編集後記>

公取協の隣にあった大きなビルがあっという間に取り壊され広大な更地となりました。数年のうちに超高層ビルが建つそうです。これから日ーにちと窓の景色が変わっていくことでしょう。多少(?)の騒音と振動を気にしながら。(M.A)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-9
(虎ノ門 TBL ビルディング 2 階)
TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032
<http://www.eftc.or.jp>
編集・発行人：真柄秀敏